平成２４年（フ）第２９７号
秋田市保戸野すわ町２番24号
債務者　上野　貴之
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０２号
秋田県南秋田郡五城目町字石田六ケ村堰添１番地29
債務者　小濵　要
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０２号
茨城県鹿嶋市大字大小志崎814番地３　コーポ小志崎101
債務者　寺内　仁美（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１６２号
長野県東御市海善寺854番地96
債務者　市ノ瀬　修
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１６３号
長野県上田市長瀬2235番地
債務者　矢嶋志津子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１６９号
長野県東御市新張1231番地４
債務者　松本　武
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１７０号
長野県東御市新張1231番地４
債務者　松本　春子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第７０号
長野県上伊那郡箕輪町大字三日町509番地５
債務者　小林　稔
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２４１号
静岡県富士市松本172番地の４　ラークビレッジ３Ａ号、前住所静岡県富士宮市杉田1186番地の５
債務者　上杉　照子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６０１号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北１丁目86番地ビスタハウス201、従前の住民票上の住所福岡県福岡市博多区吉塚８丁目５番66号
債務者　松本　茂利
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６１３号
兵庫県姫路市広畑区才800番地５グロリーオーサーあいだ201号
債務者　根本江利子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４０８号
奈良市朱雀３丁目15番地の１　高の原駅前団地15―102
債務者　バンダービルト和子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４３６号
奈良県大和郡山市九条町302番地２　くろーば九条405号室
債務者　平本　義明
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４３７号
奈良県大和郡山市九条町302番地２　くろーば九条405号室
債務者　平本惠美子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１４４号
鳥取県鳥取市宮長230番地５　パークハイツ吉成10号
債務者　宮村　慶司
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５８号
鳥取県鳥取市吉成３丁目６番３号、旧住所鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目20―21
債務者　西垣まり子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６８号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富638番地　内池田第４団地29号、旧住所鳥取県鳥取市菖蒲611番地
債務者　濱﨑　亘洋
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鳥取地方裁判所民事部